

栗東市産後ケア事業のご案内



このようなお悩みや心配はありませんか？栗東市では、産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう産後ケア事業を行っています。市が委託している産科医療機関にて、お母さんの体調等や子育ての悩みに合わせて必要とするケアやアドバイス等を行います。加えて、流産や死産をされた方への心身の負担を軽減するためにも利用できます。

利用対象者

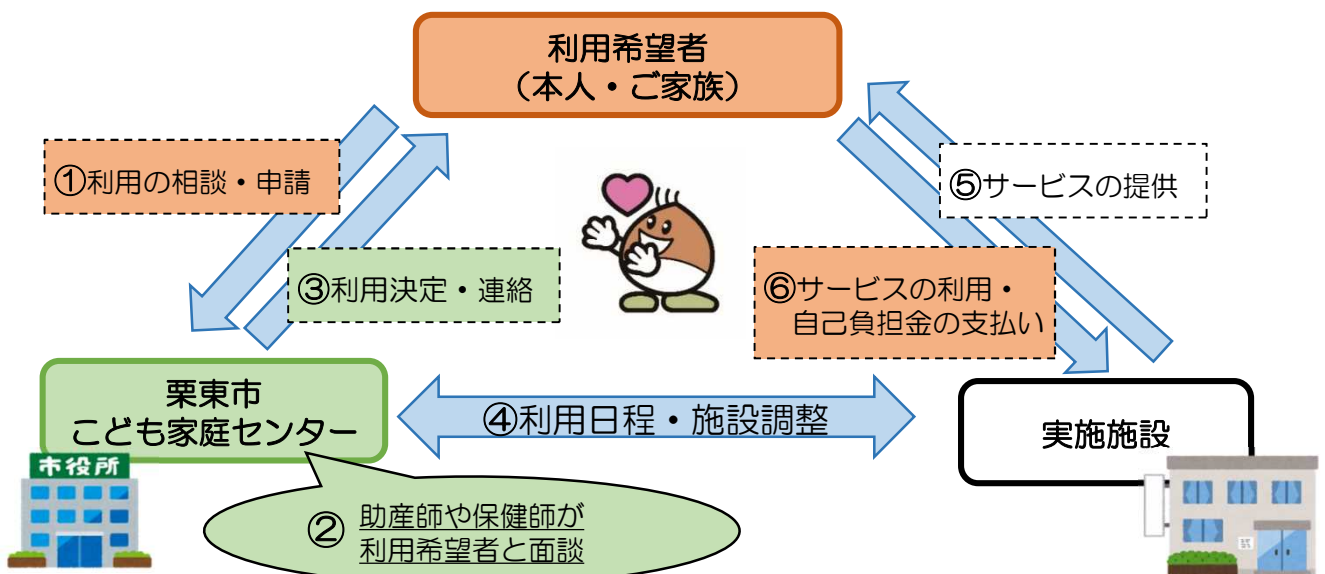
栗東市に住民票がある産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
(流産や死産をされた方も含む)



※注意事項 ・産後にお母さんおよび赤ちゃんに治療が必要な場合は利用できません。
・赤ちゃんだけお預かりする事業ではありません。お母さんと赤ちゃんが一緒に過ごしながら赤ちゃんのお世話の仕方を学んでいただく事業となります。

産後ケア利用の流れ

- ・産後ケアを利用希望される場合は、栗東市こども家庭センターへまずはご相談ください。
- ・利用希望者と助産師や保健師が面接を行い、利用可否の審査・実施施設との調整を行います。
- ・利用が決定しましたら、「利用承認通に知書」を交付しますので、実施施設に持参していただきサービスをご利用いただけます。自己負担金については、直接実施施設へお支払いください。



※利用までお時間をいただきますので、お早めにお申し込みください。
※産後ケア利用後には、栗東市こども家庭センターよりお電話や訪問をさせていただきます。

詳細は裏面へ

産後ケア事業の内容について

サービスの種類	宿泊型	通所型
内容	出産後のお母さんの身体のケア（乳房管理に関する助言、相談等） 赤ちゃんの身体のケア（授乳・沐浴に関する助言、相談等） 育児に関する助言 等	
対象期間	産後4か月まで	産後1年まで
実施施設	済生会滋賀県病院 南草津野村病院 ハピネスバースクリニック 淡海医療センター 野村産婦人科	済生会滋賀県病院（産後3か月まで） 南草津野村病院（産後4か月まで） 希望が丘クリニック（産後3か月まで） 野村産婦人科 のむら小児科
	施設の空室等の状況により、希望通りの日程や施設が利用できない場合がありますのでご了承ください。	
自己負担金	6,000円/泊	3,000円/日
	※生活保護世帯・市民税非課税世帯の方は申請により自己負担金が免除になります。	
利用日数	宿泊型、通所型併せて、通算7日以内	
申し込み方法	まずは、 <u>栗東市こども家庭センター母子保健係までご相談ください。</u> <u>（医療機関への直接のお問い合わせはご遠慮ください）</u> 助産師や保健師が産後ケアの利用について、 ご案内させていただきます。	

<お問い合わせ・お申し込み先>

栗東市こども家庭センター 母子保健係

住所: 栗東市安養寺190番地

栗東市総合福祉保健センター(なごやかセンター)内

TEL: 077-558-8670 FAX: 077-554-6101

受付時間: 月～金曜日(祝祭日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分

